

## 「連携」の困難性について（1）

鍛冶谷 静\*

## Difficulties of Cooperating with Relevant Institutions (1)

Shizuka Kajiya

子どもを巡る問題の複雑・多様化に伴い、専門・関係機関との連携に対するニーズは高まっているが円滑に進んでいない実態がある。その改善に向け本稿では実務レベルの問題として「連携の困難性」に注目し、以下3点について検討した。①虐待の通告も連携の第一歩である。通告によって必ずしも保護者との関係が壊れるとはいえない。保護者の利益になるという視点で誠実に対応することが求められる。②集団守秘の遵守は、連携の存続と維持の鍵となる。情報共有の意図と目的を明確にする、集団守秘に対する意識は組織・個人によって異なることを前提に話し合う等が必要。③異なる専門職の間で生じる「“ことば”の通じなさ」の背景には文化の違いがあるかもしれない。考え方や手法がさまざまであるからこそ、専門が異なる関係機関が連携する意味がある。

**Key words:** 連携、困難性、通告、集団守秘、文化の違い

はじめに

平成21年、保育所保育指針の改定および告示化、幼稚園教育要領の改訂がおこなわれた。この改定（訂）は虐待など不適切な養育の増加や学校における特別支援教育の開始（平成19年）など昨今の子どもを巡る状況の変化に呼応するものである。幼稚園や保育所に求められる社会的ニーズと責任は拡大する一方であり、個々の保育所・幼稚園の奮闘努力に頼るのみでは、複雑・多様化する子ども達を取り巻く問題すべてに適切に対処していくことは難しい。改定（訂）された指針・要領どちらにおいても「専門機関との連携」「地域の関係機関との連携」の必要性が複数ヶ所にわたり繰り返して述べられている<sup>i,ii</sup>のは、そうした状況に鑑みてのことだと思われる。

しかし、専門・関係機関との連携に対するニーズは高いものの、なかなか円滑には進んでいない実態がある<sup>iii</sup>。関係機関ネットワークの未整備などシステム面の課題<sup>iv</sup>も検討しなければならないが、中井ら<sup>v</sup>が指摘するように「連携のためのスキルを身につける」「実務の中で協働と連携の積極的な意

味を体得する」といった“実務レベル”への手当ても不可欠と思われる。システムが整備されたとしてもその運用は個々（人・組織）のスキルとその関係性に大きく依存し、影響を受けるからである。

では、実務レベルで求められる「連携のためのスキル」とはどのようなものがあるだろうか。医師として発達障害の子ども達に関わる田中は、<sup>vi</sup>「連携を語る時、私たちは立場や状況が異なる枠組みで子どもたちに向き合っているという事実を理解しておくべきである」と指摘し、立場や専門が異なる者（機関）同士の「連携」が前提として抱える“困難性”に対する覚悟と自覚を、支援者に求めている。

確かに「連携は難しい」と支援の現場ではよく耳にするし、筆者自身も経験的に痛感するところである。しかし、その“困難性”が具体的な形をとって支援者を悩ませる様相はさまざまであろう。そこで本稿では、連携の事例に見出されるさまざまな困難性のうち以下の3点を取り上げ、問題の理解と対応について考察する。

## ① 虐待の通告をめぐるためらい

虐待は、深刻で複雑・多層的な問題から生じていることが多く、緊急性も要することから専門・

\* 四條畷学園短期大学 保育学科

関係機関の連携が非常に重要とされる事例である。子どもと関わる職業に就いている者は虐待を発見した場合、または疑われる場合、関係機関への通告が法により義務づけられている。

だが、通告をめぐるジレンマが存在する。子どもの安全を守りたいが通告することで事態がもっと悪くなるかもしれないと考え、保育現場や学校等では通告をためらう場合が少なくない。なぜなら、保護者に通告したのは誰であるのか隠し通すことは不可能であるため、通告により保護者とのそれまでの関係が壊れ、保護者が子どもを通所させなくなるかもしれないことを怖れるからである。なんとか保育所（園）だけで見守れるところまで見守ろうとしてしまう。「通告」は、連携の第一歩であり始まりなのであるが。

和知<sup>4)</sup>は、母親の交際相手から虐待を受けていると疑われた子どもの母親に対し、保育所が「何かあれば関係機関に相談させてもらうよ」と伝え、児童相談所等と連携を取りながら子ども達を保護できた事例を報告している。

実務レベルの視点から、保育所が「関係機関に相談させてもらうよ」と母親に伝えていたことに注目したい。この保育所の対応は「何かあれば通告しますよ」と母親に宣言したも同然であり、母親が脅威に感じて保育所と関係を断ってしまうかもしれないリスクがあったはずである。しかし、この事例では保育所と母親の関係は維持され、最終的に子どもの保護につなぐことができた。関係が壊れるのは必ずしも通告そのものによってではないことを、この事例は示している。

緊急の対応が迫られることが多い虐待の事例だからこそ、「何かあれば通告する」と、「何か」が起る前に伝えておいたことがいざというときに効いてくる。ただし通告の目的と意味を、保護者の利益につながるという視点で保育者が明確に伝えることが必要であり、保護者がその説明をどのように受け取ったのかについても保育者は敏感でなければならない。保護者に「見捨てられた」と思わせないことが肝要である。

たとえば、「関係機関に相談させてもらう」のは「母親を罰するため」でも「母子を無理やり引き離すため」でもなく、「保育所だけでなく関係機関の力も借りた方がより良い援助ができると思っているので、関係機関に相談する」のだということを、

保護者が納得できるよう伝える。この事例では保育所の仲介で、関係機関である児童相談所と母親をつなぐことができ、話し合いの結果母親は子ども達を児童養護施設に預けることに承諾した。

また、保護者ともっと信頼関係ができてから、と通告をためらっていて手遅れになる場合がある。この事例では逆に、通告をめぐるやりとりを誠実に行うことで母親と共感的関係を築くことができたといえる。母親は「相談できる相手」として保育所を信頼し、子どもを登所させ続けた。結果、子ども達の命を守ることができたのである。

当然のことながら「関係機関の力も借りた方がより良い援助ができると思うから」と保護者に自信をもって話せるためには、その関係機関との信頼関係が不可欠である。信頼するためには相手をよく知らねばならない。少なくともつないだ先の機関でどのような対応がなされるのか、その機関の役割や法的な位置づけについても十分に承知しておくとともに、事例にたずさわる者同士の顔が見える関係が構築できていればなお理想的であろう。

## ② 情報の提供と共有

障害の早期発見・早期療育がすすめられている昨今は、すでに病院など専門機関を受診し何らかの診断名を記した診断書を携えて幼稚園等に入園してくる子どもが少なからずいる。診断書の提出をうけた園は、まずはわが子の障害について正確に理解してほしいとの保護者の心情を汲みとる必要があるだろう。そして、たいいていの保護者は医療機関と園が連携し、より適切な保育が提供されることを望んでいるのではないだろうか。

幼稚園として詳しく医師に話を聞きたいと考えた時、連携が始まる。しかし、診断というある意味非常にデリケートで重要な個人情報である“情報”の取り扱いには十分考慮しなければならない。職務上得た個人情報を外部にもらしてはならないとする、守秘義務が課せられているからである。しかし、慎重になりすぎて子どもの発達支援に有益な情報が得られないとしたらそれこそ本末転倒であろう。

たとえば、保護者の了解が得られ医師と連絡をとった。医師からも幼稚園の教育方針や本人の幼稚園での様子などについて質問されたので、情報

交換をした。医師から得た情報やアドバイスを園全体で共有するため、職員会議で報告された。この一連の幼稚園と医師の情報交換および職員間の情報共有は、守秘義務違反にあたるか否か。

この問いに答えるものとして、集団（チーム内）守秘義務という考え方がある<sup>11,12,13</sup>。支援を必要とする子どもに対し、幼稚園と医療機関がひとつのチームとして互いに協力し援助をおこなうという理念のもと、守秘義務もそのチーム全体で負うという意味である。つまり、チーム内での情報共有は守秘義務違反にあたらないという考え方である。

しかし、このチーム内守秘義務は事例に関わる人間が多くなることで情報の不適切な扱いが生じるリスクも増加する。たとえば、職員会議で医師からの子どもの情報が伝えられた場合、その内容を職員全員が知っているのだからと軽くとらえ、他の保護者のいる前で職員同士が話題にしたり、子ども自身に「あなたは、〇〇なんだってね」と話してしまったりすることがある。医師は、目的を同じくするチームの一員だからこそ伝えた情報がそのような形で子どもに伝わるとは想定していないだろう。その逆のパターンもあるかもしれない。どちらも、情報が不適切に取り扱われたと知れば以後の情報提供には慎重にならざるを得なくなる。

連携が機能・存続するかどうかは、この集団守秘の遵守にかかっているととっても過言ではない。情報の共有と管理をどのメンバーがどのように行うのかという基本的なルール設定は当然ながら、その情報共有の意図と目的を“その情報ごと”に明確にする必要がある。さらに、集団守秘に対する意識は組織・個人によって異なるということも忘れてはならない。“チームとして守秘する”という責任は、チームメンバー個々人の自覚ある言動によって果たされるのだという認識と理解を、繰り返しメンバー間で確認する作業が必要である。

### ③ “ことば”が通じない

言わずもがなであるが、連携の実務は“ことば”のやりとりの積み重ねである。「言葉尻をとらえる」といった表現にみられるように、ことばの問題は瑣末な問題とみなされることも多いのであるが、連携がスムーズに運ぶのも頓挫するのもやりとりをする者（組織・個人）の間で“ことばが通じるか、

通じないか”という問題に帰着するように思われる。

田中（前出）は、職務による「枠組みの違い」を「文化の違い」とも言い換えている。“ことばの通じなさ”とは、ことばを生成し、係る文脈を構成するそれぞれの文化の違いから発生することが多いとの認識が、連携の実務には不可欠といえるかもしれない。

たとえば、学校臨床における教員・臨床心理士・精神科医の意識調査<sup>14</sup>であるが、興味深い結果が報告されている。上記には、＜中学2年生の生徒に「他の人には言わないでほしい」といわれた相談内容を他者に相談せざるをえないと判断した＞という架空事例を設定し、本人にそのことを伝えるか伝えないか、またその理由についてたずねる設問がある。臨床心理士と精神科医の9割は「本人に伝える」と回答し、教員では「伝える」「伝えない」の回答がほぼ同じ割合で二分していた。

まず、伝える・伝えないの選択に職種による違いが明確にあらわれているが、注目したいのは、「伝える」と回答したそれぞれの職種の約半数は「信頼関係をこわすから」をその理由とし、「伝えない」と回答した教員の6割近くも同様に「信頼関係をこわすから」という理由を選択していた点である。同じ動機が、正反対の行動を取らせているのである。

もしこの三者が連携していたとして、伝えるか伝えないかで議論になったとする。たとえば「伝えるべきだ」と主張する臨床心理士・精神科医が、「伝えないべきだ」と反論する教員に対し「なぜ、本人に伝えないんですか。それでは信頼関係をこわしてしまいますよ」といえば教員は「なにをいっているのですか。信頼関係をこわしたくないから伝えないんですよ」と応じるといったおおよそ噛み合わない口論が生じる可能性がある。三者とも生徒との信頼関係を重んじる援助方針は共通であるのに、互いに「話の分からない人だ」と議論は物別れになり連携どころではなくなってしまう可能性が高い。

このような齟齬が生じる原因は、まさに職域による文化の違いといえるのではないか。すなわち、「信頼関係」ということばの文脈上の意味が、教師にとっては「生徒との約束を果たすこと」であり、臨床心理士・精神科医は「ありのままに本人に伝

えること」であるというふうに、属する職種によって異なる可能性があるということだ。

そう考えると、議論すべきは「生徒に伝えるか・伝えないか」の単純な二択問題でないことがわかる。「生徒に関わる者が、それぞれこれまでどのような関係をそれぞれ築いてきたのか」をまず確認し、その上で「その関係性において伝えるもしくは伝えないことが今後どのような影響を与えるか」「その影響を互いにフォローできる可能性はあるか」「そもそもなぜ生徒は他の人には言わないでほしいのか」等について多面的に検討し、互いの異なる資源（リソース）を最大限に活用するためにはどうしたらよいかを、議論の中心とするべきであろう。

つまり、連携する機関・個人間で“ことばの通じなさ”を感じたときは、そのことばはどのような文脈から生じたのか、さらにそのことばの指し示す意味内容は話し手受け取り手双方にとって同じものなのかどうか、「同じ日本語を使っているのに意味が同じで当たり前」とせず、まずは丁寧に対話を積み重ねることが必要である。

まさに困難な作業であるが、文化が違うからこそ同じものを見ているでも“見えているもの”が違うことがある。その異なる視点の獲得が、行き詰まった援助に新たな道をひらくことも多い。それぞれの文化にもとづく考え方や手法がさまざまであるからこそ、専門が異なる関係機関が連携する意味がある。「話が分からない人だ」と連携相手の資質に対する感情的な批判に走りそうな時はこの原点に立ち返り、対話という実務をあきらめないようにしたい。

さいごに

「連携」における困難性は、以上述べてきた他にも検討すべき様相は種々あろう。「すべてのやりとりには、必ずなにかしらの心が働いている」とも田中（前出）はいう。専門家と呼ばれる者も心（感情）をもった一個の人間である以上、心理的な問題についても認識しておかねばならないだろう。

河合<sup>24</sup>は、「専門職の者が集まってチームを組むときに、一番注意しなくてはならないのは、治療者相互間逆転移の問題である」と指摘している。逆転移とは、精神分析の用語で「治療者の内的な問題、ことに過去の経験が治療の場やクライエン

トとの関係の性質によって揺り動かされ統制がつかなくなり、治療的な働きかけというより、自分の内的な欲求によって反応してしまう状態<sup>25</sup>をいうが、チームを構成する専門職の間で生じると協力関係が阻害される要因にもなる。つまりはクライアントに不利益をもたらす。この逆転移の問題は精神分析のみにとどまらず、医療やソーシャルワーク<sup>26</sup>など広く関係機関との連携が必要とされる対人援助の分野でも取り上げられ、論じられているのはそのためであろう。

そこで次稿では、引き続き連携の困難性として「逆転移の問題」を取り上げ、保育に関わる専門職の間でどのような逆転移が生じやすいと考えられるか、またそれらにどう対応すべきか等について検討する予定である。

<引用文献>

- i 厚生労働省編 2008 保育所保育指針解説書 フレーベル館
- ii 文部科学省 2008 幼稚園教育要領解説 フレーベル館
- iii 三宅幹子 2010 特別な支援を必要とする就学前児の保育に関わる支援ニーズ 福山大学人間文化学部紀要 10巻 131 - 138
- iv 高岡昌子他 2004 保育所と関係機関との連携による地域での心理的ケアについて—奈良県の保育所におけるアンケート調査をふまえて— 奈良佐保短期大学研究紀要 12巻 63 - 67
- v 中井歩他 2006 子育て支援の諸相(4) 子育て支援・子育て支援に関わる専門領域の協働をめぐる論考 大阪樟蔭女子大学人間科学研究紀要 5巻 187 - 201
- vi 田中康雄 2007 特別支援教育の中で「学級経営・親対応・連携」をどう進めるか 児童心理 臨時増刊 864 特別支援教育「成功のカギ」学級経営・連携・親対応 2 - 11
- vii 和知富士子 2001 児童虐待にのつての保育所の役割③—発見から関係機関との連携— 日本保育学会大会研究論文集 200 - 201
- viii 熊倉伸宏 2002 面接法 新興医学出版社
- ix 西井克泰 2003 学校臨床心理士（スクールカウンセラー）の倫理と責任性—守秘義務をめぐる— 武庫川女子大紀要（人文・社会科学） 51巻 81 - 90
- x 菅野信夫 2009 幼稚園（保育所）や学校などに臨床心理の専門家がいることの意味とは？—社会のなかでの実践と連携 いちばんはじめに読む心理学の

本①臨床心理学—全体的存在として人間を理解する  
第11章 ミネルヴァ書房

- xi 北添紀子他 2005 学校臨床における守秘義務および他職種との連携に関する意識調査—教員、臨床心理士、精神科医の比較— 心理臨床学研究 23巻1号 118 - 123
- xii 河合隼雄 1998 家族・福祉・心理臨床 心理臨床の実際1 家族と福祉領域の心理臨床 総論第1章 金子書房
- xiii 奥田彰他編 1999 逆転移 臨床心理学辞典 八千代出版
- xiv 尾崎新 1994 ケースワークの臨床技法「援助関係」と「逆転移」の活用 誠心書房

— 2011. 3. 19 受稿、2011. 3. 22 受理—